

山北町立中学校統廃合実施基本計画

平成23年9月

山 北 町

## ～ 山北町立中学校統廃合実施基本計画について ～

先進諸国でも類をみない、急激な人口減少と少子高齢化社会の到来は、わが国の経済や社会に大きな影響を及ぼしています。

山北町においては、このような状況がより顕著に、より急速に押し寄せており、なかでも次世代を担う子どもたちのより良い教育環境を整備するための町立小・中学校の規模・配置の適正化の推進は、重要な行政課題となっており、学校統廃合の必要性について、調査・研究を進めてまいりました。

これまでに、教育委員会の全員協議会では、「山北町立小・中学校の統廃合のあり方について」の検討を行い、平成18年6月に検討結果を町長へ具申しました。また、町行政改革推進会議において設置された「山北町学校統廃合に係る検討会」においても「山北町立小・中学校の統廃合」について調査・検討を行い、平成18年12月に町長に報告書が提出されました。

さらに平成19年2月には、町議会からも「地域性や住民の意向を十分配慮しつつ、現在ある7小中学校の学校統合を早急に具体化して取り組んでいく必要がある。」とする「学校統合に関する議会の所見」が町長に提出されました。

そして、町では平成19年10月に幅広い住民の方々から、直接ご意見をいただくため、自治会、PTA関係者、学識経験者から構成される「山北町立小・中学校統廃合のあり方検討会」を設置しました。あり方検討会の中で、1年半18回にわたる会議で議論された内容については、平成21年4月に「最終提言書」として町に提出されました。

町ではこれらの提言等を受けて、町の計画として「山北町立小・中学校統廃合実施基本計画（素案）」を策定し、昨年度、町内各地区において説明会を8回開催いたしました。また今年度は、計画(素案)を修正した「山北町立小・中学校統廃合実施基本計画（案）」を策定し、地区説明会を3回、保護者との意見交換会を6回開催してまいりました。

そして、各地区の保護者や自治会の方々から、いただいたご意見を踏まえて、町立中学校の統廃合を先行して行い、町立小学校については、もう少し時間をかけて検討する必要があると判断し、「山北町立中学校統廃合実施基本計画」を策定いたしました。

なお、本計画については、案の段階から各地区説明会や保護者の方々との意見交換会などでご意見を伺いながら、まとめ上げておりますので、皆様のご理解をいただきたく、よろしく願い申し上げます。

山 北 町

## [ 目 次 ]

はじめに	3
<b>第1章 統廃合実施の考え方</b>	4
1. 基本的な考え方	
2. 住民合意と住民参加	
3. 教育環境づくりの契機として	
<b>第2章 学校統廃合の目的</b>	5
1. 教育効果の上がる教育環境の整備	
2. まちづくりの契機	
<b>第3章 町立中学校の適正規模の基本的な考え方</b>	6
1. 法に規定される中学校の適正規模	
(1) 学校規模について	
(2) 学級編制について	
2. 山北町における中学校の適正規模	
(1) 山北町の現状	
(2) 山北町の適正規模	
<b>第4章 町立中学校の数及び配置</b>	7
1. 中学校生徒数の現状及び将来	
2. 学校数と配置について	
(1) 基本的な考え方	
(2) 中学校の学校数及び配置について	
<b>第5章 統廃合の時期</b>	10
<b>第6章 統廃合にあたっての諸条件整備</b>	10
1. 通学手段の確保	
2. 生徒の心のケア対策	
3. 移行期間中(平成24年4月から平成26年3月)における特例措置	
4. 廃校舎等の跡地利用について	
5. その他の配慮事項	
<b>第7章 教育の質を高める施策について</b>	13
1. 多様な集団活動の推進	
2. 個に応じた指導の推進	
3. 国際社会に対応できる教育の推進	
4. 情報化に対応した教育の推進	
5. 環境教育の推進	
6. 福祉教育の推進	
7. 歴史・伝統文化を尊重する教育の推進	
8. 地域に支えられる学校づくりの推進	
<b>参考資料集</b>	15

## はじめに

平成 18 年 12 月に教育基本法が約 60 年ぶりに改正され、21 世紀を担う心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められました。

また平成 19 年 6 月の学校教育法の一部改正では、教育基本法の改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されました。

改正教育基本法や学校教育法の一部改正は、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視するとともに、学力の重要な要素は、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③学習意欲、であることを示しました。そこで示された教育の基本理念は、現行学習指導要領が重視している「生きる力」の育成にほかなりません。

このような国の教育改革に対応するために、山北町教育委員会では「山北町の教育基本方針」の中で、「学校教育においては、豊かな人間性や望ましい社会性を形成し、基本的な生活習慣を身につけることを基本とし、学ぶ意欲と確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成に向けた、安全・安心な教育環境の整備を図ることが重要である。」としております。

そして、家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりに努めるとともに、知育、徳育、体育の調和のとれた「心豊かで健やかな体を持つ子どもたち」の育成を図っているところです。

しかし、全国的に少子化が進んでいる現在、山北町においても同様に生徒数が大きく減少しており、平成 23 年の中学校の生徒数は 284 人で、10 年前の平成 13 年には 474 人、20 年前の平成 3 年には 636 人でした。平成 23 年度の清水中学校、三保中学校では、各学年が 10 人にも満たない状況です。

今後、さらに生徒数の減少が予想され、中学校の小規模化が進むことにより、山北町教育委員会が定める山北町の教育の基本方針の推進や、学校教育重点施策の実現が困難になることが懸念されます。

中学校の小規模化による弊害は、各中学校の運営方針や教育方法の改善だけで解決できない側面もありますので、町では、中学校の教育目標達成に必要な教育環境を整備し、教育機会の公平化を図るために町立中学校の統廃合を実施することとしました。

### 1. 基本的な考え方

中学校新学習指導要領の教育課程編成の一般方針では、「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。」としています。

子どもたちを育成するためには、子どもたちが集団の中で多種多様な人間関係を創造し、変化の激しい現代社会において自主的、自発的に生きる能力を習得することが大切です。そのためには、子ども同士の好ましい人間関係を育てることや、主体的、意欲的な学習活動を充実させる必要がありますので、中学校の統廃合を実施することとします。

### 2. 住民合意と住民参加

山北町立の中学校は昭和22年に開校し、非常に長い歴史と地域の伝統・文化を持っており、地域の人々にとっては、学び舎であり、母校でありますので、この中学校が廃校となることは、非常に悲しく、さみしいことであります。しかし、急激な少子化社会への変化に対応するための中学校の再編は、将来を担う子どもたちの教育を考えると大きな課題であります。

この統廃合計画を推進するにあたっては、行政、学校、保護者、地域住民が現実の利害を乗り越えて、心を一つにすることが不可欠であり、子どもたちにとってより良い教育環境の整備を進めるという共通認識を持つことが必要であります。そのためには、保護者や地域住民との意見交換や議論を十分に行い、住民合意のプロセスとして「住民参加」が重要であり、行政側としては、その中から生まれる結論を十分に尊重していきます。

### 3. 教育環境づくりの契機として

子どもの数の減少は全国的な傾向であり、各地で学校の統廃合が行なわれておりますが、場所によっては行政効率を上げるための政策として統廃合を実施している地域もあります。

しかし、町では、子どもたちの健やかな成長、発達を第一に考えて、より

良い教育環境を整備するための方策として、学校統廃合を行なうこととしました。

また、学校では、多くの今日的な課題があり、それらの課題を解決するための施策や取組みが求められていますので、そうした課題解決のきっかけになることも期待しています。

## 第2章 学校統廃合の目的

### 1. 教育効果の上がる教育環境の整備

より教育効果のあがる一定の集団の中での学習やグループ活動を確保することにより、子どもたちがその成果を実感し、充実感や達成感を味わい、自己を認識できるような学校づくりを行なうために学校統廃合による教育環境の整備を行ないます。

小規模校・小規模学級の場合は、子ども一人ひとりに先生が目が行き届くなどのメリットはありますが、極端に生徒が少ない場合には、性別の偏りや集団づくりが困難になるなど、子どもの成長に影響を与える可能性もあります。また、子どもたちの良い意味での競争する雰囲気が薄れ、日常生活をはじめ、学校行事や部活動等において意欲が停滞しがちになります。

とりわけ、中学校における小規模校は、部活動等の集団的な活動が制約され、また教科専門の教員を配置できないなどの課題が生じている場合もあり、学校統廃合により教育環境の整備をすることが必要です。

### 2. まちづくりの契機

人口の急激な減少や少子化対策として、今後は魅力あるまちづくりを進めることが重要であり、学校統廃合により教育環境の整備を行なうとともに、魅力あるまちづくりの契機とします。

現在の学校や教育のあり方を見直し、特徴あるカリキュラムの実施や跡地の有効活用を進め、特徴ある教育環境づくりにより、「豊かな自然環境と地域から信頼される学校などすばらしい教育環境の山北町で暮らしたい。山北町に移り住みたい。」という、他からの定住者を誘導できるような、まちづくりを推し進め、町の活性化につなげていきます。

### 第3章 町立中学校の適正規模の基本的な考え方

#### 1. 法に規定される中学校の適正規模

##### (1) 学校規模について

学校規模については、「学校教育法施行規則」第17条で「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」と定められており、この規定は同規則第55条により中学校に準用されます。

これはあくまで「標準」ではありますが、この規定を各学年の学級数に当てはめてみると、中学校は各学年4学級から6学級で構成されます。

また、旧文部省助成課が作成した資料「これからの学校づくり」においては、学校の基本的条件を満たすための指標として、学校規模を次のように分類しています。

学校規模	過少規模	小規模	適正規模	大規模 (統合の場合 の適正規模)	大規模	過大規模
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

##### (2) 学級編制について

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条で「同学年の生徒で編制する1学級の生徒の数の基準は40人とする。」と定められています。

この規定を生徒数の面からみると、中学校の生徒数は363人～720人の範囲となります。

#### 2. 山北町における中学校の適正規模

##### (1) 山北町の現状

前述の標準を山北町立中学校に当てはめると、3校を1校に統合したとしても、平成23年5月現在の合計在籍者は、284人であり、適正な規模とは言えません。

また、平成26年の町の人口をコーホート変化率法で推計すると、11,443人と今後さらに減少し、その年齢別構成は今まで以上に少子高齢化の傾向が顕著に見られ、法に規定されている標準的な学校規模・学級規模に合わせることは、将来的にも極めて困難な状況であります。

## (2) 山北町の適正規模

こうした山北町の中学校の実情を踏まえて、町では法に規定されている標準的な適正規模の編制を目指すのではなく、山北町の望ましい学校規模、学級編制として「各学級の生徒数は30人程度、1学年3学級」を目標とします。

しかし、山北町の望ましい学校規模、学級編制にあたっては、単純に生徒数のみにとらわれずに、中山間地域に集落が点在する山北町の地理的な条件や通学時間の負担等を十分視野に入れて、総合的に判断します。

## 第4章 町立中学校の数及び配置

### 1. 中学校生徒数の現状及び将来

次の表-1は、平成23年5月1日現在の生徒数であり、表-2は平成26年度の生徒数を推計したものです。表-2の平成26年度の生徒数は、清水中学校と三保中学校の生徒を合わせても1クラス20人に満たない状況です。

表-1：平成23年度生徒数

学校名	1年	2年	3年	合計
山北中学校	73	84	90	247
清水中学校	6	4	9	19
三保中学校	6	6	6	18
合計	85	94	105	284

表-2：平成26年度生徒数（推計）

学校名	1年	2年	3年	合計
山北中学校	78	77	93	248
清水中学校	6	5	8	19
三保中学校	3	2	8	13
合計	87	84	109	280

### 2. 学校数と配置について

#### (1) 基本的な考え方

##### ア. 適正な学校配置

良好な教育環境を維持していくためには、安定した生徒数を確保できる学校配置が望ましいので、適正な学校の配置にあたっては、地域に根ざす学校、



特色ある学校として、一定の規模で継続的に運営していきます。

#### イ. 通学距離

適正な学校配置を考える上で、優先すべきことは、通学距離や通学時間による生徒の負担の問題であり、特に体力的な面への配慮をします。

#### ウ. 既存校舎の活用、通学手段の確保について

本計画における統合校については、既存の校舎を利用することとし、通学手段は生徒と保護者の負担を考えて、原則、スクールバスを運行します。

なお、スクールバスの運行が困難な地域においては、通学費補助等に対応します。

#### エ. その他参考とすべき事項

学校数と配置を検討するにあたっては、以下の事項も考慮する必要があります。

##### (ア) 町土地利用計画

平成 26 年度の目標人口を 14,000 人に設定している「改訂山北町第 2 次土地利用計画」の利用検討ゾーンで、住居系の土地利用転換を位置付けている各地区に、定住対策の促進等により誘導する人口なども参考にします。

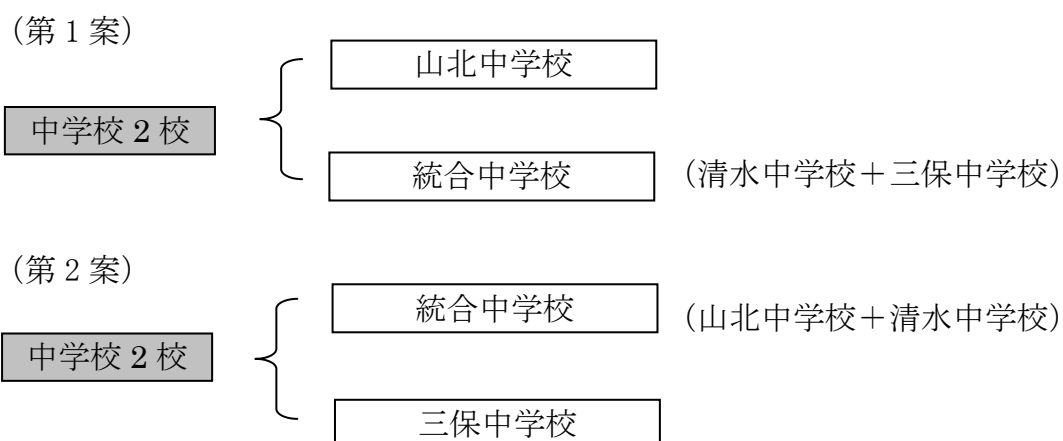
##### (イ) 教育環境アンケート

平成 20 年度に「山北町立小・中学校統廃合のあり方検討会」（以下、「あり方検討会」という。）が実施した「教育環境アンケート」では、中学校 1 校の意見が多く、配置場所については、山北中学校用地が望ましいとの意見が多かったことなども参考にします。

##### (ウ) 「あり方検討会」の最終提言

平成 19 年 10 月に幅広い住民の方々からご意見を伺うために、自治会、PTA 関係者、学識経験者から構成される「あり方検討会」を設置し、1 年半 18 回にわたり議論が重ねられ、平成 21 年 4 月に最終提言書が町に提出されましたので、最終提言も尊重して検討します。

なお、「あり方検討会」の最終提言では、中学校については、最終的に 1 校に統合することを視野に入れて、当面は 2 校に統合することが望ましいとされ、次項の 2 案が提案されました。



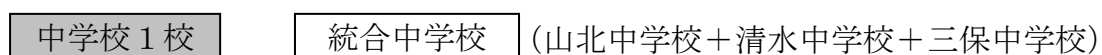
## (2) 中学校の学校数及び配置について

### ア. 学校数及び配置について

中学校の統廃合については、あり方検討会の最終提言で示された、最終的には1校に統合することを視野に入れた2中学校案と、1中学校案について、議論を重ねてきました。

その結果、本計画では第3章の「(2) 山北町の適正規模」で述べさせていた、町が目標としている「各学級の生徒数は30人程度、1学年3学級」を目指して、中学校を1校に統合します。

そして、統合中学校については、生徒数や施設面を考えて、山北中学校用地に設置します。



### イ. 統廃合による効果

中学校生活は、高校進学、就職へのステップとなる重要な3年間であり、多感な青春時代を生きる中学生にとって、より多様な人間関係の中で、互いに心と身体を磨き、育むことが必要であります。

しかし、学校規模が小さい場合は、少数の意見にしか触れられないことや、固定化した人間関係になってしまうという点、また部活動の選択肢が少ないことなどが懸念されますが、中学校を1校に統廃合することによって、そうした問題も解消されることが期待できます。

### ウ. 通学時間について

1校に統合した場合は、最も遠い箒沢地区から登校する生徒の通学時間は、

スクールバスを利用した場合で、約1時間を要することとなります。しかし、これは中学生の体力を考えれば、十分許容できる通学時間であります。

また、高校進学等、次のステップに移る前の準備期間として、段階的に通学時間等に慣れることにもつながります。

\* 統合後の中学校の生徒数、学級数（平成26年度推計値）

学校名		1年生	2年生	3年生	合計
統合中	生徒数	87	84	109	280
	学級数	3	3	3	9

## 第5章 統廃合の時期

長年にわたって地域の文化的施設として、機能してきた学校の統廃合については、保護者や地域住民の意思を十分尊重した上で実施することが必要不可欠でありますので、まずは住民の方々への十分な説明と議論を行い、合意形成が取れてから、条例改正をはじめとする所定の法的手続きや、統合による施設整備を行なうと概ね3年程度必要となります。

そのため、今年度は地区説明会等で保護者や地域のご意見等を伺いながら、本年10月上旬を目途に住民の方々との合意形成を図り、山北町立中学校の統廃合の方針を決定してまいります。そして、先ほどの準備期間を考慮して、平成26年4月を中学校統廃合の実施時期とします。

## 第6章 統廃合にあたっての諸条件整備

### 1. 通学手段の確保

学校統廃合にあたり、遠距離通学となる生徒の通学手段を確保するために、スクールバスを運行します。具体的な経路、時間等については、今後、学校・保護者等と十分協議して決めていくこととなります。

また、中学校の部活動は成長期の生徒にとって重要であるため、登下校時に合わせた運行を確保します。

## 2. 生徒の心のケア対策

### (1) 学校間交流の充実

学校統廃合の実施にあたっては、方針決定後の準備期間中には、統合時の生徒の心の負担・不安を取除くために、統合予定中学校との日常的な交流をより活発に行います。また、中学校入学時の子どもの不安を軽減するため、小学生の時から計画的な学校間交流を実施します。

### (2) 相談体制の充実

統合後の学校において、急激な環境の変化に戸惑う子どもたちが出てくることも予想されますので、臨床心理士など心理学の専門知識をもったスクールカウンセラーを効果的に活用し、定期的な相談日を設けるなどして「生徒の心のケア」をしっかりと行います。また、町教育委員会の相談窓口を充実させて、相談体制の強化を図ります。

### (3) 教職員人事に対する配慮

今まで通学していた学校が廃校となり、規模の大きな学校に通学することになった生徒が、新しい課題にしっかり取り組めるように、教育現場と密接な連絡調整を行い、教職員人事に対してもきめ細かい配慮をします。

## 3. 移行期間中(平成24年4月から平成26年3月)における特例措置

### (1) 特例措置について

統廃合実施の移行期間中に限り、清水、三保中学校の新1年生の生徒については、各地区の中学校、あるいは統合予定中学校(山北中学校)のいずれにも通学できるものとします。

これは統廃合実施年度までの措置として、子どもたちや保護者の主体的な判断による意向を確認した上で実施することとし、これにより子どもたちの学習意欲と積極的な学習活動などが促されることも期待されます。

なお、特例措置の実施期間中に係る、統合予定中学校までの通学手段については、町がスクールバスを運行します。

### (2) 在校生への配慮

この特例措置については、移行期間中に新1年生となる生徒が対象となりますので、24年度の2年生、3年生の生徒については、引き続き、各地区の中学校に通学していただき、卒業することとなります。

そうした場合、24、25年度については、生徒数が極めて少なくなり、学校行事、部活動など学校運営にも色々と課題が出てきますので、小学校と

の連携の強化や統合予定中学校との交流を深めるなどして、在校生に対しても十分な配慮をします。

#### **4. 廃校舎等の跡地利用について**

本計画では、清水中学校、三保中学校は廃校となります。

廃校となる学校の跡地及び施設利用については、行政、地域住民及び民間団体などを交えた検討委員会を設置し、それぞれの立地条件に合った利用手法を地域の方々の意見を尊重する中で、地域で担ってきた役割を維持できるような利活用を図ります。

#### **5. その他の配慮事項**

- (1)各学校で進められている特色ある教育を可能な限り引き継ぎます。
- (2)円滑な移行ができるように、生徒やPTAの各種交流事業等を支援します。
- (3)生徒の通学の安全を確保するために、学校での安全指導教育を徹底するとともに、関係機関への働きかけを行ないます。
- (4)教育課程編成や学校運営・教育方法などは、関係する学校間の話し合いにより決定します。
- (5)校名・校歌・校旗・制服などについては、関係する学校の保護者・教職員など学校関係者の話し合いを行い決定します。
- (6)統合に伴う制服・体操着の変更など、在校生の学校教育に係る必要経費については、保護者の負担が大きくなるようにしません。
- (7)その他中学校の統廃合に伴う諸課題については、保護者、学校関係者と十分話し合いを行い、解決に努めます。

## 第7章 教育の質を高める施策について

中学校の統廃合は、単に財政難を理由とする消極的なものではなく、少子化に伴う生徒数の減少に対応して、教育環境の整備を行うとともに、教育の質を高めるためのものであり、生徒、教職員、保護者、地域などが一体となって、山北町らしい魅力ある中学校をつくることを目指しています。

統合中学校の創設によって、教育機会の公平化が図られ、どの地区に住んでいる子どもたちも同じ教育環境、設備の中学校に通い、夢を抱き希望にあふれた中学校時代を共に学び合うこととなります。

そして、教育基本法の理念の一つに各自治体内における教育委員会の独自性がありますが、特にソフト施策の推進は、教育委員会及び教育現場、並びに地域が主体となって進めることが大切ですので、町では中学校の統廃合を契機に、次のことをさらに充実・強化し実施します。

### 1. 多様な集団活動の推進

集団の中で、グループ学習や習熟度別学習など多様な学習形態がとりやすくなり、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばす教育を推進します。

また学校行事や音楽活動などにおいて、活気あふれる集団活動を推進するとともに、部活動の選択の幅を広げるなど、教育活動の充実に努めます。

### 2. 個に応じた指導の推進

生徒の発達段階等を考慮し、学習内容の理解や習熟の程度に応じて、弾力的に学習集団を編成するなど「個」に応じた指導を充実させ、体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に行い、主体的な学びを育て、個性を伸ばし、自ら学び、自ら考える力を育成します。

また、習熟度に応じた学習や補充的な学習、発展的な学習等により「個」に応じたきめ細かな指導を行い、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図ります。

### 3. 国際社会に対応できる教育の推進

グローバル化が進展し、外国が身近な存在となる中で、私たちは国際社会の一員であること、また、私たちと異なる伝統・文化を有する人々と共生していく必要のあることが意識されるようになってきました。

そうした中で、日本の文化や伝統についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を促し、表現力及びコミュニケーション能力を養い、進んで国際社会に参加、協力する能力と態度を養うための、国際的共通語になっている英語を確実に身につける、国際性をはぐくむ教育を推進します。

#### **4. 情報化に対応した教育の推進**

情報機器や情報ネットワークなど情報手段を主体的に選択し、情報機器使用のルールやマナー等、情報モラルに関する理解と情報活用能力を身につけるための教育を推進します。

#### **5. 環境教育の推進**

山北町にある豊かな自然とのふれあい体験等を通して、自然の仕組み、人間の活動が環境に及ぼす影響、人間と環境との関わり方等について、幅広く理解が深められるようにし、自然によって磨かれる豊かな感性や環境を大切に思う心を育てる環境教育をより一層推進します。

#### **6. 福祉教育の推進**

地域社会の一員として自覚をもち、お年寄りや障害のある方などが安心して生活できる社会を築くために、ボランティア活動等多くの体験活動を通して未来を拓く教育を推進します。

#### **7. 歴史・伝統文化を尊重する教育の推進**

子どもたちに今日の山北町を築き上げてきた歴史と山北町という郷土の魅力・伝統をしっかりと教育し、自分たちが生まれ育っている「郷土」に子どもたちが愛着を持ち、より良い町を創り上げることが、山北町に住んでいる人にも、山北町を訪れる人にも大切なことであることを、醸成する教育を推進します。

#### **8. 地域に支えられる学校づくりの推進**

学校統廃合後は、今までとは異なった地域から子どもたちが通学することになりますので、学校、家庭、地域がより強い連携の中で、保護者や地域住民の教育活動や学校運営への積極的な参加を促進するとともに、生徒の教育活動や学校運営の成果についての外部評価やその結果を公表するなどして、保護者や地域から信頼される学校づくりを推進します。

## スクールバス運行に関する基本的な考え方

町立中学校の統廃合に伴い、遠距離通学となる清水、三保地区の生徒の通学手段としてスクールバスを運行します。具体的な運行ルートについては、今後、利用する生徒の状況を確認し、学校、保護者等のご意見を伺いながら決定しますが、運行に係る町の基本的な考えは次の通りです。

- (1) 三保、清水地区の生徒を山北中学校まで送迎するものとし、原則、生徒以外の者は乗車できません。
- (2) バス運行に係る利用者(保護者)の費用負担はありません。
- (3) 乗降場所は、原則、生徒自宅の最寄りの路線バス停留所とします。また生徒の自宅が最寄りの路線バス停留所から 2k m以上離れている場合には、「山北町通学補助金交付要綱」に基づき、通学費を補助します。
- (4) バスの運行は、事業所等に業務委託して実施します。
- (5) 部活動参加者に配慮して、通常、朝夕 2 ルート各 2 便を運行するものとしませんが、テスト期間中など平常日課と異なる場合は、その都度、運行時間等を調整の上変更します。
- (6) バスの大きさは乗車する生徒数、部活動参加の有無等を確認してから、委託先と調整します。
- (7) 急病等により早退する場合については、学校からその旨の連絡をしますので、原則、保護者にて対応願います。
- (8) 天候、災害等によりバスの運行が変更になった場合は、緊急連絡網などを活用して、学校から保護者へ連絡します。
- (9) 土、日、祝日、夏休み等の運行については、学校行事、部活動などのスケジュールに配慮した上で運行します。